

# 相続診断結果

相続太郎

様



笑顔相続の日

毎年エンディングノートを記入しましょう

作成日：平成29年08月09日

取扱相続診断士：20317463 佐藤 邦彦



一般社団法人 相続診断協会

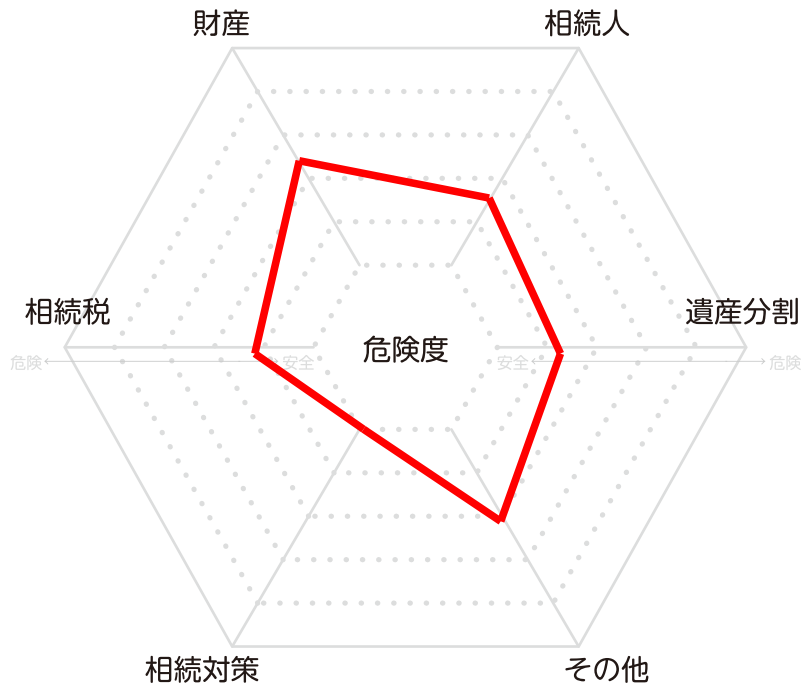
相続太郎

作成日：平成29年08月09日  
取扱相続診断士：20317463 佐藤 邦彦

## チェックシート内容

- 相続人に長い間連絡が取れない人がいる
- 相続人の仲が悪い
  - 親の面倒を「見ている子ども」と「見ていない子ども」がいる
  - 上場していない会社の株式を持っている
  - 分けることが難しい不動産や株式がある
- どこに・何があるのかよく分からない
  - 一部の子どもや孫にだけお金をあげている
  - 会社を継ぐ人が決まっていない
- 先祖名義のままになっている土地がある
  - 家族名義で貯めているお金がある
  - 特定の相続人に多く財産を相続させたい
  - 再婚している
  - 配偶者や子ども以外の人に財産を渡したい
  - 連帯保証人になっている
  - 相続する人に「障がい」や「未成年」「認知」等の問題を抱えた人がいる
- 「借りている土地」や「貸している土地」がある
  - 相続人が「海外」や「遠い場所」にいる
  - 財産に不動産が多い
  - 借金が多い
- 友人や知人にお金を貸している
  - 誰にも相談しないで作った遺言書がある
  - 相続税がかかるのかまったく分からない
- 誰も使っていない不動産がある
  - 大きな保険金をもらう子どもや孫がいる
  - 子どもがいない
  - なかなか入居者が決まらない古いアパートがある
- 誰にも相続について相談したことがない
  - 子どもは皆自宅を持っている
  - 古い書画や骨董を集めるのが好きだ
  - 子どもが相続対策の相談に乗ってくれない

## あなた様の相続診断結果は



※危険度ランクが99\*の方は加算点が100点を超えた場合に表示されます。

得点  
●危険度ランク **99\*** 点  
●緊急度ランク **A**・B・C・D・E  
高 ← → 低

相続診断士より

- 1.相続手続きが進まない可能性があります。大至急専門家に相談して下さい。
- 2.遺産分割が成立しない争族の可能性があります。遺言作成等をご検討下さい。
- 3.相続手続きが滞る可能性がありますので、エンディングノートの作成をご検討下さい。
- 4.相続手続きが複雑になる可能性がありますので、今出来ることは処理してしまいましょう。
- 5.後々相続人が困らないよう、契約関係を整理し、相続人に分かるようにしておきましょう。
- 6.将来「言った・言わない」とならないよう、貸し借りの事実を明確に残しましょう。
- 7.相続人にとって負の財産となる可能性がありますので、今の内に処分を含め、ご検討下さい。

# 相続用語

- 積極財産**・・・現金、預貯金、有価証券、土地、家屋といったプラスの財産のこと
- 消極財産**・・・借金などの債務といったマイナス財産のこと
- 相続欠格**・・・推定相続人が被相続人に対する背信的行為などの違法行為を行った場合、その制裁としてその行為者は当該相続について相続権を法律上当然に喪失すること
- 相続廃除**・・・遺留分を有する推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。)が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったとき、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することにより、相続権をなくすることができる。
- 代襲相続**・・・代襲相続とは、相続人となるべき者が相続開始時に「以前死亡」、「相続欠格」、「相続廃除」によって相続権を失っているときにおいて、その者の子等(直系卑属や傍系卑属)がその者の代わりに同順位で相続人になることをいう。
- 指定相続分**・・・被相続人は、遺言で共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。ただし、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。
- 法定相続分**・・・法定相続分とは、民法が定める相続分のことをいう。遺言による指定相続分がない場合は法定相続分によることになる。
- 嫡出子**・・・婚姻関係のある男女間において懐胎した子
- 非嫡出子**・・・婚姻関係にない男女間において生まれた子
- 特別受益**・・・共同相続人中に、被相続人から遺贈を受け、又は婚姻、若しくは養子縁組のため、若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分、又は指定相続分の規定によって算出した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもって、その相続分とする。
- 寄与分**・・・共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、法定相続分、又は指定相続分の規定により算出した相続分に寄与分を加えた額をもってその相続分とする。
- 単純承認**・・・無限に被相続人の権利義務を承継すること。
- 限定承認**・・・相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすること。
- 相続放棄**・・・相続放棄をした者は、その相続に関して初めから相続人でなかったものとみなされる。
- 遺贈**・・・遺言により相続人以外の人に財産の全部または一部を与えること。
- 現物分割**・・・個別財産について相続する数量、金額、割合を定めて分割する方法のこと。
- 換価分割**・・・共同相続人が相続する財産の一部または全部を金銭に換価し、その代金を分割する方法のこと。
- 代償分割**・・・代償分割とは、共同相続人のうち特定の相続人が現物財産の一部または全部を取得し、その代償(債務)としてその者が自己の固有財産を他の相続人に支払うことにより分割する方法のこと。
- 配偶者の税額軽減** 配偶者の課税価格が「課税価格の合計額×法定相続分」までの場合は、配偶者には相続税が課税されない。また、法定相続分に関係なく、配偶者の課税価格が1億6,000万円までの場合は、配偶者には相続税が課税されない。
- 贈与税の配偶者控除** 一定の要件のもとに、配偶者から居住用不動産または居住用不動産の購入資金を贈与された場合に、贈与税の課税価格から、最高2,000万円を控除できる制度。
- 相続時精算課税制度** 贈与者が60歳以上の親又は祖父母、受贈者が20歳以上の子又は20歳以上の孫である推定相続人(代襲相続人を含む)に贈与をした場合、2,500万円の特別控除を受けられこの控除額を超えた場合一律20%の税率で贈与税を算出する。そして、この親に相続が発生した場合、本制度を利用した贈与財産を相続財産に加算して相続税を計算し、最後に過去に納税した贈与税額と精算する制度。(平成27年1月1日より改正)
- 相続税の基礎控除** 3,000万円+600万円×法定相続人の数(平成27年1月1日より改正)
- 路線価**・・・毎年7月上旬に国税庁より公表され、同年1月1日時点での路線(不特定多数が通行する道路)に面する宅地1m当たりの土地評価額。
- 貸家建付地**・・・アパートやマンションなどの貸家が建付けられている宅地